

総合的病害虫・雑草管理（I P M）の推進（継続）

I P M技術評価基準策定・情報提供事業（委託費）

【75（88）百万円】

対策のポイント

農業者がI P Mを効率的かつ安全に取り組むための評価基準、実施基準を作ります。

（I P Mとは）

環境に配慮した農業生産を実現するための3つの原則、

- ① 病害虫・雑草が発生しにくい環境をつくります。
- ② 防除するか、しないか適切に判断します。
- ③ 物理的防除や天敵農薬など多様な方法から適切な方法を選びます。

政策目標

農業者がI P Mに取り組みやすくなるよう、I P M要素技術に関する実施基準作りを行います。

<内容>

農業者の不適切な取り組みによる病害虫発生や、その結果、過大な負担が生じないように、I P M要素技術の評価基準、I P Mを効果的かつ安全に実施する基準を策定します。

- （1）害虫の天敵に影響の少ない化学農薬散布技術の確立
- （2）周辺作物への農薬飛散を防止する技術の確立
- （3）より少ない薬剤量で効果が得られる土壌消毒技術の確立
- （4）局所的に発生する害虫を効率的に防除する農薬散布技術の確立

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成19年度～21年度

【担当課：消費・安全局 植物防疫課 （03）3502－3382】